

## ALLIGATE サービス利用約款

株式会社アート

### 第1条 (約款の適用)

株式会社アート (以下、「当社」といいます。) は、ALLIGATE サービス利用約款 (以下、「本約款」といいます。) を定め、これにより ALLIGATE サービス (以下、「本サービス」といいます。) を本サービス利用者 (以下、「お客様」といいます。) に対して提供します。本約款は、本サービスの利用にかかわる一切の事項に適用されます。

### 第2条 (通知)

お客様と当社との間における本サービスの利用に関する契約 (以下、「本契約」といいます。) についての、当社からの全ての通知は、電子メール、書面、又は当社のホームページへの掲載など、当社が適当と判断する方法により行います。電子メール又は当社のホームページへの掲載による場合は、電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から通知の効力を生じるものとします。

- 2 お客様は、適宜当社のホームページの閲覧又は電子メールの受信確認を行う等により、当社からの通知の有無及びその内容を遅滞なく確認する義務を負うものとします。お客様が当該確認義務を怠ったことにより損害を被ったとしても、当社はお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

### 第3条 (本約款の変更)

当社は、本約款を変更することができ、お客様は、変更後の約款の効力に拘束されるものとします。本約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

- 2 本約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなるお客様に対し、事前にその内容について通知します。
- 3 前項に規定する事前通知は、原則として30日前に通知することとします。ただし、緊急を要すると当社が判断した場合や、当社とクラウド事業者との間における本サービス提供に関する契約についての内容の変更に伴う場合においては、事後の通知をもってこれに代えます。

### 第4条 (本約款の構成)

当社が所定の方法によりお客様に通知する本サービスの説明、案内、利用上の注意、ALLIGATE サービス利用申込書、第5条 (提供するサービス仕様、内容、免責等) に定める仕様書等は、名目のいかんにかかわらず本約款の一部を構成するものとします。

### 第5条 (提供するサービス仕様、内容、免責等)

当社は、本サービスについての説明を記載した仕様書 (名称は変更される場合があります。) を別途定めるものとします。当社は、仕様の変更・追加及び機能改善等を、予告なく行うことがあります。

- 2 当社がお客様に提供する本サービス内容は、当社が運用・指定するクラウドシステム、スマートフォン用アプリケーション、及び設置機器の利用となります。
- 3 前項で定めたサービス内容に付随するものとして、当社はお客様に対し、24時間365日の電話サポート、及びお客様に起因するものではない場合の機器交換のサービスを提供するものとします。ただし、これらサポート・サービスにつきましても、お客様への通知のうえ (緊急時を除く。)、一時的な中断や中止・廃止がされる場合がございます。
- 4 本サービスの仕様の範囲外の使い方、設置条件に適さない利用、又は本サービスに関するシステム (以下、

「システム」といいます。)若しくは製品の誤操作等により、お客様において本サービスの利用ができなくなった場合は、当社はその責を免れるものとします。

- 5 お客様の責任において、お客様が本サービスの利用を一時的又は継続的に利用できなくなった場合、サービス利用を再開するために必要となる費用は、お客様の負担となるものとします。
- 6 天災等の当社の責めに帰すことができないことが明らかな事由により、お客様が本サービス利用を継続できなくなった場合、利用再開にかかる費用は当社及びお客様にて協議の上、その負担割合につき定めるものとします。また、当該事由によりお客様が本サービスを利用できなかったことによりお客様又は第三者に生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負わないものとします。
- 7 提供するサービスにおいて利用できない等の障害が発生した場合、甲は速やかにサービスを提供するようにシステムを改善するものとする。その際に必要な仕様の変更・追加及び設置機器への機能改善したプログラムの追加等を甲の判断において実施するものとします。

## 第6条 (本契約の成立)

本サービスの契約の申込をしようとする者(以下、「申込者」といいます。)は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の利用申込書を提出するものとします。

- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、契約の申込を拒絶することがあります。この場合において、当社は、申込者に対し、その旨を通知します。
  - ①本サービスの提供が技術的に困難なとき
  - ②申込者が本約款上の債務の履行を怠るおそれがあるとき
  - ③申込者が前項の利用申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
  - ④申込書が違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
  - ⑤申込者が当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
  - ⑥申込者が、当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
  - ⑦申込書において、本約款に規定する本サービスを利用するために必要な措置が行われなとき

## 第7条 (アカウント)

当社は、第6条(本契約の成立)第1項の利用申込みを承認したときは、申込者に対し、本サービスの利用及び管理に使用するID及びパスワード(本条において「アカウント」といいます。)を付与するものとします。本契約は、アカウントを通知した日をもって成立するものとします。

- 2 お客様は、自己に付与されたアカウントの使用・管理につき一切の責任を負うものとします。
- 3 お客様は、アカウントを、合理的理由無く第三者に利用させないものとします。なお、アカウントを利用した主体の如何にかかわらず、アカウントを用いて行われた行為は全てお客様によって行われたものとして取り扱われるものとします。
- 4 お客様は、アカウントが窃用された又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、アカウントの窃用によるお客様の損害、又はお客様が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとします。

## 第8条 (本サービス利用に伴う負担)

本サービスの利用にあたり、申込者・お客様側において一定の環境等の用意が必要な場合（設備・機器、ソフトウェア等、電気通信回線を含み、それらに限られません。）、申込者・お客様は、申込者・お客様の責任と負担においてそれらを用意するものとします。

#### 第9条（契約内容の追加）

お客様が今回申し込むプランに別途プランを追加する場合は、現状のプランに追加する方法によって利用申込みをしなければならないものとします。

#### 第10条（契約事項の変更等）

お客様は、その名称又は住所等の当社への届出事項に変更があったとき（相続並びに法人の合併及び会社分割による場合を含みます。）は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

#### 第11条（権利の譲渡等）

- お客様は、第三者に対し、本約款を含めた本契約上の権利又は義務を譲渡又は移転することはできません。
- 2 お客様は、当社の事前の書面による許諾を得ずに、本サービスを再販売する等、第三者に本サービスを利用させることはできません。

#### 第12条（料金等）

当社は、お客様に対し、別途見積書に定める月額費用及びこれに対する消費税相当額を、当該料金に係るサービスを提供した月の翌月に請求するものとし、申込者は、当社ないし当社の指定する第三者に対し、当該請求があった月の末日までに当該請求があった金額を支払うものとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。

- 2 本サービスの月額費用は、課金開始日（本サービスに係る申込を受けた後当社が申込者に課金開始日として通知した日）から当該サービスを提供した最後の日までの期間に係る本サービスについて発生します。
- 3 暦月の途中で本契約の解除（最低利用期間満了前になされたものを除きます。）があった場合における当該月のサービスに係る料金は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する当該サービスに係る本サービスの料金とします。
- 4 本サービスの月額費用の請求は、当社が指定する第三者へ当該請求業務を委託する場合があります。この場合において、お客様は当社からの請求と同様に当該第三者から請求があった金額を支払うものとします。
- 5 物価の急激な上昇、サービス利用する機器の需給逼迫その他、本サービスの提供コストが上昇する事由の発生等、予期することができない特別な事情により、料金が著しく不相当となった場合、当社は、月額費用を変更することができるものとします。その場合の通知は、原則として30日前に通知することとします。ただし、本サービス提供の為に当社が利用しているクラウド事業者等からの予告のない変更があった場合はその限りではなく、事後の通知をもってこれに代えさせていただきます。

#### 第13条（最低利用期間）

- 本サービスの最低利用期間は、利用開始日より2年間とし、その期間の起算日は、課金開始日とします。
- 2 利用期間満了の3ヵ月前までにお客様又は当社いずれかから書面により本契約終了の申し出ない場合は、本サービスの有効期間は、同一条件をもって自動的に1年間継続するものとし、以後も同様とします。
  - 3 最低利用期間内に、お客様の都合又はお客様の責に帰すべき事由等により、本契約について利用単位の

解約があった場合、本サービスの月額費用は、当該利用単位について最低利用期間終了までの利用があったものとして算定されるものとし、お客様は算定された利用料金を一括で支払いをする必要があります。

#### 第14条（お客様からの本契約の解約）

本契約の契約期間が2年を超え、更新契約の期間中の場合において、お客様が、当社に対し、3ヶ月以上の予告期間をもって、書面により解約を申し入れ、当社がこれを了承したときは、本契約を終了することができるものとします。

- 2 お客様が、本契約を解約した場合、その解約理由の如何を問わず、お客様は当社又は当社の指定する第三者がお客様に貸与している機器を直ちに撤去した上でこれを当社へ返却しなければならず、また、当該機器を撤去する場合の費用及び現状復帰義務は、お客様負担となるものとします。

#### 第15条（当社からの本契約の解約）

当社が、お客様の本サービスの利用開始日より2年以内に、当社の都合又は当社の責に帰すべき事由等により本契約の解約を申し入れる場合には、当社がお客様に貸与している機器は、お客様へ無償提供されるものとします。

- 2 本契約の契約期間が2年を超え、更新契約の期間中の場合においては、当社の都合又は当社の責に帰すべき事由等により当社が本契約の解約を申し入れる際には、お客様に対し1ヶ月以上の予告期間をもって、書面によって解約を申し入れるものとします。
- 3 前項の場合において、お客様が当社より貸与された機器の利用の継続を希望するときには、お客様は、当社より、当該機器を時価にて買い受けることができ、また、お客様が当社より貸与された機器の利用の継続を希望しないときには、当社の費用と負担において機器の撤去を行うものとします。

#### 第16条（延滞利息）

お客様が本サービスの利用料金その他の債務を、支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、お客様は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に年 14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、当社が指定した日までに当社が指定する方法で支払うものとします。

- 2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、全てお客様の負担とします。

#### 第17条（通信の秘密）

当社は、本サービスにかかる通信の秘密に係るお客様の情報について、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条を遵守した取り扱いを行うものとします。

- 2 前項にかかわらず、当社は、お客様の同意がある場合、第25条（業務委託）に基づき業務委託を行う際に必要がある等正当な業務行為である場合又は法令の定め（当社の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含む。）に基づいて許容される場合に限り、前項に定める通信の秘密を知得、利用（通信の安全性確保の観点から、通信記録を統計処理すること、及び、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上で公開すること、並びに、申込者の通信態様にサービスの提供上合理的な制約を加えることを含む。）、又は第三者に開示する場合があります、お客様はあらかじめこれらについて同意するものとします。

#### 第18条（営業秘密等）

当社は、本サービスの提供に関し知り得た申込者・お客様の営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第

47号)上の「営業秘密」として申込者・お客様が当社に対して秘密である旨明示して開示した情報をいいます。)について、あらかじめ申込者又はお客様から承諾を得た場合を除き、第三者に対し開示しないものとし、また本サービスの提供の目的の他に利用しないものとし、また営業秘密には、次の各号に該当する情報を含まないものとし、

- ① 公知である等、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当しない情報
  - ② 当社が独自に開発した情報
  - ③ 開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報
  - ④ 開示を受ける前から、当社が適法に保有している情報
  - ⑤ 秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
  - ⑥ 申込者・お客様から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- 2 前条(通信の秘密)第2項の規定は、前項の営業秘密の取扱いについて準用するものとし、
- 3 申込者・お客様は、本サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報、サービスの内容、その他当社が秘密である旨指定して申込者・お客様に開示する場合の当該情報について、当社があらかじめ書面により承諾した場合を除き、第三者に対し開示しないものとし、また本サービスの提供の目的の他に利用しないものとし、
- ① 申込者・お客様が独自に開発した情報
  - ② 開示を受けた後、申込者・お客様の責によらず公知となった情報
  - ③ 開示を受ける前から、申込者・お客様が適法に保有している情報
  - ④ 秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
  - ⑤ 当社から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

#### 第19条(個人情報保護)

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、申込者・お客様の個人情報(以下、「個人情報」といいます。)を適切に取り扱うものとし、

- 2 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
- ①本サービスの提供にかかる業務を行うこと。(業務上必要な連絡、通知等を申込者・お客様に対して行うことを含みます。)
  - ②本サービスの品質レベルの維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。
  - ③当社のサービスに関する情報(当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含みます。)を、電子メール等により送付すること。
  - ④その他申込者・お客様から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、申込者・お客様の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、委託先は、当社と同等の責任を迫るものとし、
- 4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号第4条)に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

#### 第20条(利用の制限)

当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するお

それがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

#### 第21条 (利用の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

- ①本サービスを提供するための設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- ②本サービスを提供するための設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- 2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、お客様に対し、前項第1号により中止する場合にあつては、その7日前までに、同項第2号により中止する場合にあつては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- 3 当社は、前二項の規定に基づく措置を講じたことによりお客様が損害を被った場合であっても、当該損害につき一切の責任を負わないものとします。

#### 第22条 (利用の停止等)

当社は、お客様が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止又は利用を制限することがあります。

- ①本約款上の債務の履行を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- ②本約款に定めるお客様の義務に違反したとき
- 2 当社は、前項の規定による措置を講ずるときは、お客様に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第23条 (本サービスの品質保証又は保証の限定)

本サービスの各機能は、提供時点において当社が提供可能なものとします。本サービスが申込者・お客様の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこと、及び利用結果を含め、当社は、申込者・お客様に対し、本サービスに関する何らの保証も行わないこと。また、当社がシステムを申込者・お客様に販売した場合においても、当該売買契約に基づく瑕疵担保責任は当該システムだけに及ぶものとします

ただし、当社は、別途個別具体的な保証又は保証の限定を定める場合があります。

- 2 本サービスについて前項ただし書きの規定に基づく品質保証が設けられている場合であつて、当該品質保証の違背が発生したときは、当社は、ALLIGATE サービス品質保証規程の定めに従い、本サービスの利用不能にかかる減額の定めに基づき減額するものとします。

#### 第24条 (サービスの廃止)

当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、お客様に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第25条 (業務委託)

当社は、本サービスの提供上必要となる当社の業務の一部を、当社が指定する第三者に委託することができるものとします。

## 第26条 (損害賠償)

本サービスの利用にあたって、お客様によるシステム又は製品の誤操作等によって、お客様又は第三者に発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 2 いかなる場合においても、お客様が本サービスを利用したことによりお客様又は第三者に生じた、直接損害、逸失利益に関する損失、間接損害、特別な事情により生じた損害、無体財産に関する損害、お客様のデータの損失に関する損害その他の一切の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重過失によりお客様に損害が発生した場合は、直接かつ現実に発生した損害についてのみ、当社は責任を負うことがあるものとし、これ以外の損害については一切の責任を負わないものとします。
- 3 本サービスの提供に関して当社の負う損害賠償責任額の限度は、お客様が当社に支払済みの利用料の当該損害発生時から遡って過去一年分の合計額を上限とするものとします。

## 第27条 (契約不適合責任)

当社は、本サービスを提供時点の現状有姿で提供するものとし、本サービスの利用に関し、当社は、お客様に対して契約不適合責任を負担しないものとします。ただし、本約款に別段の定めがある場合及び ALLIGATE サービス品質保証規程に保証として特に定めたものについては、この限りではありません。

## 第28条 (禁止事項等)

お客様は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ①違法、不当、公序良俗に反する態様において本サービスを利用すること
  - ②当社又は当社のサービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用すること
  - ③当社のサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において本サービスを利用すること
  - ④申込者・お客様の意図にかかわらず、当社の電気通信設備に支障を与え又はそのおそれのある態様で本サービスを利用していることに対し、当社から是正要望があってもなお是正しないこと
  - ⑤次項に定める利用規則に反した態様で本サービスを利用すること
- 2 お客様は、本サービスの円滑な提供のために必要な利用規則が当社より示された場合、これに従うものとします。

## 第29条 (義務違反)

お客様が、本約款に定めるお客様の義務に違反した場合には、当社は、お客様に対してこれにより当社が被った全ての損害（直接損害・間接損害を問わず、また、合理的な弁護士費用を含む。）の賠償請求をすることができるものとします。また、お客様が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、お客様に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

## 第30条 (当社の解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとします。

- ①第22条(利用の停止等)第1項の規定により本サービスの利用が停止又は制限された場合において、お客様が当該停止又は制限の日から1ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しない

とき。ただし、当該停止又は制限が同条第1項第1号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。

②第22条（利用の停止等）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

### 第31条（お客様の解約権）

第20条（利用の制限）又は第21条（利用の中止）第1項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、本サービスに係る契約の目的を達することができないと明らかに認められるときは、お客様は、第14条（お客様からの本契約の解約）第1項の規定にかかわらず、当社が指定した方法で当社に通知することにより、当該契約を将来に向かって解約することができます。この場合において、当該解約は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じるものとします。

2 第24条（サービスの廃止）第1項の規定により、本サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に本契約の全部又は一部が将来に向かって解約されたものとします。

### 第32条（利用終了後の措置）

本契約終了後、当社は、当社の定める時期及び方法により、本サービスの利用によりお客様が当社施設設備（業務委託先の設備を含む）に存置したデータを消去するものとします。

2 本契約終了後にお客様へ提供している製品及びそれに関わるソフトウェア・ハードウェアの一切をお客様は当社へ返却するものとします。

その際にかかる撤去費用、又は建物若しくは建物などに付随する設備等の原状復帰に関わる経費については、お客様の負担とします。

### 第33条（本約款の優先）

本約款は、当社とお客様間の最終の合意を形成し、他の合意に優先して適用されます。ただし、当事者間で別段の合意をした場合は除きます。

### 第34条（反社会的勢力の排除）

当社又は申込者・お客様は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」）でないことを表明し、現在及び将来において次の事項に反しないことを証明するものとします。

①役員等（役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、通常勤務の者を含む）に、反社会的勢力がないこと

②反社会的勢力が経営に関与していないこと

③反社会的勢力から名目を問わず資金提供、出資などの便益をうけていないこと

④反社会的勢力に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していないこと

⑤反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を一切有していないこと

2 当社又は申込者・お客様は、相手方が前項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方当事者は相手方の指定した期日までに報告



書を提出するものとします。

3 当社又はお客様は相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時に本契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。

①第1項の保証に反し、又は反すると疑うに足りる相当の理由がある場合。

②前項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した場合。

③自ら又は第三者をして、下記(ア)ないし(オ)のいずれかに該当する行為をした場合。

(ア) 相手方に対する、暴力的な要求行為

(イ) 相手方に対する、法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 相手方との取引に関し、暴力的行為又は暴力的言辞を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用い、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(オ) その他前(ア)ないし(エ)に準ずる行為

### 第35条 (管轄裁判所)

本サービスの利用に係る紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

平成30年11月1日 制定

改訂 令和2年3月16日 改訂

令和2年4月1日 改定